

計量証明書

HDD0001018-TW222115
2024年6月26日

安芸市長

様

株式会社東洋理化学研究所
〒781-8006 高知市萩町二丁目2番25号
TEL. 088-834-4884 FAX. 088-834-4884
計量証明事業所 高知県 第605号(濃度)
環境計量士 氏名 中西淳一
登録番号 第環6809号

試料の種類	河川水	採取日時	2024年5月22日	採取時刻	09:29
試料名	下流域 河川水	採取者	弊社(寺内亨・矢野圭耶・山崎照之)		
採取場所	安芸市処分場下流域	天候	曇	気温(℃)	18.8
受託年月日	2024年5月22日	受託方法	弊社採取	水温(℃)	17.1
特記事項	立会: 安芸市環境課 小松氏				

御依頼を受けました試料についての計量の結果を下記のとおり証明致します。

記

計量の対象	計量の単位	計量の結果	計量の方法	定量下限値
1 水素イオン濃度	-	7.9	JIS K 0102 12.1	-
2 生物学的酸素要求量	mg/L	<0.5	JIS K 0102 21, 32.3	0.5
3 化学的酸素要求量	mg/L	1.6	JIS K 0102 17	0.5
4 浮遊物質	mg/L	<1.0	昭和46年環境庁告示第59号_付表9	1.0
5 ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類)	mg/L	<0.5	昭和49年環境庁告示第64号_付表4	0.5
6 ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油類)	mg/L	<0.5	昭和49年環境庁告示第64号_付表4	0.5
7 フェノール類含有量	mg/L	<0.05	JIS K 0102 28.1.3	0.05
8 銅含有量	mg/L	<0.01	JIS K 0102 52.5	0.01
9 亜鉛含有量	mg/L	<0.01	JIS K 0102 53.4	0.01
10 溶解性鉄含有量	mg/L	0.01	JIS K 0102 57.4	0.01
11 溶解性マンガン含有量	mg/L	<0.01	JIS K 0102 56.4	0.01
12 クロム含有量	mg/L	<0.02	JIS K 0102 65.1.5	0.02
13 大腸菌群数※1	個/mL	<30	昭和37年厚生省、建設省令第1号	30
14 窒素含有量	mg/L	0.24	JIS K 0102 45.6	0.05
15 燐含有量	mg/L	0.01	JIS K 0102 46.3.4	0.01
16 アルキル水銀化合物	mg/L	不検出	昭和46年環境庁告示第59号_付表3及び第64号付表3	0.0005
17 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	<0.0005	昭和46年環境庁告示第59号_付表2	0.0005
18 カドミウム及びその化合物	mg/L	<0.001	JIS K 0102 55.4	0.001
19 鉛及びその化合物	mg/L	<0.002	JIS K 0102 54.4	0.002
20 有機燐(りん)	mg/L	<0.1	昭和49年環境庁告示第64号_付表1	0.1
21 六価クロム化合物	mg/L	<0.02	JIS K 0102 65.2.5	0.02
22 砒素及びその化合物	mg/L	<0.005	JIS K 0102 61.4	0.005
23 シアン化合物	mg/L	<0.1	JIS K 0102 38.5	0.1
24 ポリ塩化ビフェニル	mg/L	<0.0005	昭和46年環境庁告示第59号_付表4	0.0005
25 トリクロロエチレン	mg/L	<0.002	JIS K 0125 5.2	0.002
26 テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	JIS K 0125 5.2	0.0005
27 ジクロロメタン	mg/L	<0.002	JIS K 0125 5.2	0.002
28 四塩化炭素	mg/L	<0.0002	JIS K 0125 5.2	0.0002
29 1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	JIS K 0125 5.2	0.0004
30 1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	JIS K 0125 5.2	0.002
31 シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	JIS K 0125 5.2	0.004
32 1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	JIS K 0125 5.2	0.0005
33 1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	JIS K 0125 5.2	0.0006
34 1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	JIS K 0125 5.2	0.0002
35 テウラム	mg/L	<0.0006	昭和46年環境庁告示第59号_付表5	0.0006
36 シマジン	mg/L	<0.0003	昭和46年環境庁告示第59号_付表6	0.0003
37 チオベンカルブ	mg/L	<0.002	昭和46年環境庁告示第59号_付表6	0.002
38 ベンゼン	mg/L	<0.001	JIS K 0125 5.2	0.001
39 セレン及びその化合物	mg/L	<0.002	JIS K 0102 67.4	0.002
40 1,4-ジオキサン	mg/L	<0.05	昭和46年環境庁告示第59号_付表8	0.05
41 ほう素及びその化合物	mg/L	0.04	JIS K 0102 47.4	0.02
42 ふっ素及びその化合物	mg/L	0.07	JIS K 0102 34.4	0.05
43 アンモニア、アンモニウム化合物、硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	0.19	JIS K 0102 42.6, 43.2.6	0.05
44		以下余白		
45				
46				

備考

計量方法: 排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年9月環境庁告示第64号)
基準値: 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年3月14日総理府・厚生省令第1号)別表第1
※1: 計量証明対象外